

GPA 制度

本学は、GPA 制度を採用しています。

成績の評価と GP (Grade Point) の関係

成績評価(100 点満点)	Grade Point
秀 90～100 点	4
優 80～89 点	3
良 70～79 点	2
可 60～69 点	1
60 点未満及び評価不能	0

【東京経営短期大学 GPA 制度に関する要項】

(目的)

第1条 この要項は、東京経営大学学則第 22 条第 4 項の規定に基づき、GPA (Grade Point Average) 制度に関し必要な事項を定めることにより、学生の学習意欲を高め、適切な修学指導に資するとともに、厳格な成績評価を推進し、学びの質を向上させることを目的とする。

(評価及び GP)

第2条 試験等に関する内規等に定める成績の評価与えられる GP (Grade Point) は、次表のとおりとする。

成績評価(100 点満点)	Grade Point
秀 90～100 点	4
優 80～89 点	3
良 70～79 点	2
可 60～69 点	1
60 点未満及び評価不能	0

(GPA の種類と算出方法)

第3条 GPA の種類は、前学期・後学期の学修の状況及び成果を示す指標としての GPA (以下、「学期 GPA」という。)、並びに在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標としての GPA (以下「累積 GPA」という。) の二種類とする。

2 学期 GPA 及び累積 GPA の計算式は、次の各号によるものとし、算出された数値の小数点第 3 位以下は切り捨てるものとする。

一 学期 GPA の計算式

$$\text{学期GPA} = \frac{\text{(当該学期に評価を受けた授業科目のGPA} \times \text{当該授業科目の単位数) の合計}}{\text{当該学期に評価を受けた授業科目の単位数の合計}}$$

二 累積GPAの計算式

$$\text{累積GPA} = \frac{\text{(在学全期間に評価を受けた授業科目のGPA} \times \text{当該授業科目の単位数) の合計}}{\text{在学全期間に評価を受けた授業科目の単位数の合計}}$$

(GPA 対象授業科目)

第4条 GPA 対象授業科目は、5段階評価によって成績評価される授業科目とする。

- 2 GPA の算定にあたっては、GPA 対象授業科目のうちから、各学科において GPA 利用の目的に照らして、適切な方法をもって選択し、または除外することができる。
- 3 第5条第1項の規定にかかわらず、次の授業科目については、学期 GPA 及び累積 GPA 対象科目から除くものとする。
 - 一 学則第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項及び第2項の規定により、本学において修得したものとみなした授業科目
 - 二 教務委員会の議を経て、教務委員長または学科長が指定した授業科目

(再履修科目の取扱い)

第5条 「再」又は60点未満と評価された必修授業科目で、のちに再履修によって「可」又は60点以上の評価を得た場合は、以前の「再」又は60点未満と評価された授業科目の GP 及び単位数を 累積 GPA 対象授業科目から除くものとする。

- 2 前項の規定は、学期 GPA には適用しない。

(成績証明書への記載)

第6条 学期 GPA 及び累積 GPA は、成績通知表等に付記する。また、編入・留学等の事由により、成績証明書の提出先から GPA の記載を求められたときは、累積 GPA、本学の評価区分及び GPA 算出方法を記載することができる。

(GPA の活用)

第7条 GPA は、次の各号について、教育内容等の改善に活用できるものとする。

- ① 履修指導、学修支援に関すること
- ② 成績状況等の把握に関すること
- ③ 各種表彰に関する選抜に関すること
- ④ 組織的な研修に関すること
- ⑤ 学生の生活支援（奨学金等）に関すること

⑥ その他、学科長が必要と認めたこと

なお、GPAが1.0未満の学生に対しては、ゼミ担当教員が面談を行い、適切な修学指導を行い、その結果は学科長に報告するものとする。

(改廃)

第8条 この要項に定めるもののほか、GPAの取扱いに関し必要な事項は、教務委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。

令和2年10月1日から施行し、令和2年度入学生から適用する。